

災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、看護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し看護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により看護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により看護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（看護班の活動場所）

第4条 看護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（看護班の業務）

第5条 看護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者の避難所等における応急看護及び看護

(2) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 看護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(看護班の輸送等)

第7条 甲は、看護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該看護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の管理者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した看護班の医療救護活動を記録し、甲に報告するものとする。

2 乙は派遣した医療従事者に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した看護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 看護班の派遣に要する費用

(2) 医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第10条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月12日から平成25年2月11日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目329番地18
社団法人 徳島県看護協会
会 長 水 口 艶 子